代表的な減少要因別の現状及び保全対策状況 (追加部分抜粋)

絶滅危惧種の種指定による捕獲規制状況

			地域を定めない捕獲規制				地域を限定した捕獲規制										
分類群	レッドリ スト ランク	による指定		国内希少 野生 動植物種		狩猟鳥獣 以外の 鳥獣		物 (特別	特別天然 特別地域 念物を含 の指定動		か D 也域	国立・国定 公園の 海域の園 地選規制動 植物		自然環境 保全地域 の野生動 植物保のの 護すべき 生動植物		都道府県 の希少種 保護条例 指定種	
哺乳類	CR EN VU	40	14 20 6	5	4 1	40	14 20 6	13	9 4						***************************************	3	2 1
鳥類	CR EN VU	92	21 32 39		15 11 9	92	21 32 39	25	6 7 12				***************************************			13	7 6
爬虫類	CR EN VU	8	1 3 4	1	1			3	3	3	2 1				••••••••	2	2
両生類	CR EN VU	10	1 4 5		1			1	1							10	1 4 5
魚類	CR EN VU	38	16 12 10	4	4		***************************************	4	3 1			14	4 3 7		200000000000000000000000000000000000000	22	11 8 3
昆虫類	CR+EN VU	46	33 13		15			8	5 3	6	5 1					30	19 11
貝類	CR+EN VU	22	13 9				***************************************									22	13 9
その他 無脊椎	CR+EN VU	4	1 3												•••••	4	3
維管束植物	CR EN VU	919	211 301 407	23	18 3 2		***************************************			841	183 272 386	1	1	42	6 15 21	198	51 74 73
蘚苔類	CR+EN VU	0	0 0	8													
藻類	CR+EN VU	3	2 1				***************************************			1	1	2	1 1				
地衣類	CR+EN VU	0	0 0														
菌類	CR+EN VU	0	0				***************************************										
合計 注1:天然記	1 A H- /4	1182	#÷7 A	84	×+.\	132	\ プルL	54 金七二	7任 小	851	7 H- H-	17	√7, +	42		304	

注1:天然記念物(特別天然記念物を含む)については種指定種の中の野生生物種のみを対象とし、地域指定種等 は対象としていない。

注2:自然環境保全地域は国指定を対象としている。 注3:動物は、レッドリストでは基本的に種・亜種で選定されている。各法令による指定種名およびその範囲が、 レッドリストと齟齬がある場合、レッドリストの名称に合わせ、適宜読み替えて数えた。したがって、各法 律における種数とは一致しない。

例:天然記念物指定のカワウソには、ニホンカワウソ(北海道亜種)(CR)、ニホンカワウソ(本州以 南亜種)(CR) の2 亜種が含まれる。 トゲネズミにはオキナワトゲネズミ (CR)、アマミトゲネズミ (EN)、トクノシマトゲネズミ (EN)

の3種が含まれる

注4:植物は、レッドリストでは基本的に種・亜種・変種で選定されている。

在4:植物は、レッドリストでは基本的に僅・ 型種・変種で選定されている。 各法令で指定された当時とレッドリストの分類が異なる種類が多いため、いくつかの植物目録等を参考にして可能な範囲で対応をとった。 また、各法令で指定された品種のうち、レッドリストに品種で掲載されている場合にはその品種のランクを、 掲載されていない場合にはその品種が含まれる種(または亜種、変種)のランクを採用して数えた。 注5:全ての動植物の捕獲等が規制されている区域(国立・国定公園特別保護地区、原生自然環境保全地区は

地等保護区の管理地区内で特に指定された区域、鳥獣保護区内の特別保護地区内で特に指定された区域) は上記以外の種も捕獲が規制される。

捕獲・採集が減少要因である絶滅危惧種の種指定による捕獲規制状況

				地域を定めない捕獲規制				地域を限定した捕獲規制												
分類群	レッドリ スト ランク	捕獲 集が 要因 る絶 惧種	減少 であ				国内希少 野生 動植物種		狩猟鳥獣以外の鳥獣				公園の		国立・国立 立・国の公園 地区の制動 植物		と 自保の植地護野物 は要野物のです生 は域動護保き植		都道の希望	少種 条例
哺乳類	CR EN VU	4	3 0 1		75%)	3 0 0		200000000000000000000000000000000000000	3	3	2	2						200000000000000000000000000000000000000		
鳥類	CR EN VU	15	3 3 9	15 (100%)	3 3 9	4	2 1 1	15	3 3 9	4	1 1 2							3	3
爬虫類	CR EN VU	14	2 4 8	7 (50%)	1 3 3	11	1			2	2	3	2					2	2
両生類	CR EN VU	10	1 4 5	8 (80%)	1 3 4	41	1			1	1				***************************************			8	1 3 4
魚類	CR EN VU	37	17 13 7		,	8 6 1		2			1	1			4	1			10	4 5 1
昆虫類	CR+EN VU	48	23 25		44%)	17 4	7	7			3	2 1	3	2 1					15	11 4
貝類	CR+EN VU	54	35 19		4%)	2 0													2	2
その他 無脊椎	CR+EN VU	6	1 5		0%)	0	41													
維管束 植物	CR EN VU	380	90 130 160	291 (77%)	52 102 137	7	3 2 2					273	93 136			22	4 6 12		23 39 43
蘚苔類	CR+EN VU	0	0										•							
藻類	CR+EN VU	0	0																	
地衣類	CR+EN VU	0	0																	
菌類	CR+EN VU	1	0 1	0 (0%)	0														
合計	·	569		362 (64%)		22		18		13		279		4		22		145	?種笙

注1:天然記念物(特別天然記念物を含む)については種指定種の中の野生生物種のみを対象とし、地域指定種等 は対象としていない。

注2:自然環境保全地域は国指定を対象としている。 注3:動物は、レッドリストでは基本的に種・亜種で選定されている。各法令による指定種名およびその範囲が、 レッドリストと齟齬がある場合、レッドリストの名称に合わせ、適宜読み替えて数えた。したがって、各法 律における種数とは一致しない。

例:天然記念物指定のカワウソには、ニホンカワウソ(北海道亜種)(CR)、ニホンカワウソ(本州以

南亜種)(CR) の2 亜種が含まれる。 トゲネズミにはオキナワトゲネズミ(CR)、アマミトゲネズミ(EN)、トクノシマトゲネズミ(EN) の3 種が含まれる。

注4:植物は、レッドリストでは基本的に種・亜種・変種で選定されている。

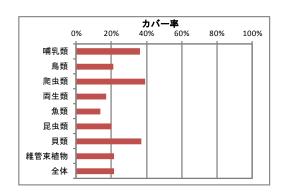
各法令で指定された当時とレッドリストの分類が異なる種類が多いため、いくつかの植物目録等を参考にし

地等保護区の管理地区内で特に指定された区域、鳥獣保護区内の特別保護地区内で特に指定された区域) は上記以外の種も捕獲が規制される。

保護地域のカバー率 (分布データがある分類群のみ)

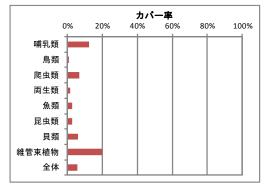
◆減少要因:開発

▼减少安囚: 開宪											
				延べ分布メッ							
分類群	絶滅危惧 種数	分布デー タがある 種数	保護地域内に 分布データが ある種数	全体	保護地域 内 ^{*2}	カバー率					
哺乳類	31	20	17	254	92.3	36.3%					
鳥類	61	44	40	7,111	1,503.0	21.1%					
爬虫類	24	21	15	522	205.5	39.4%					
両生類	21	20	20	1,651	283.2	17.2%					
魚類	135	104	86	6,882	935.8	13.6%					
昆虫類	131	75	69	10,108	2,025.2	20.0%					
貝類	239	216	183	4,000	1,474.3	36.9%					
維管束植物	811	432	361	9,687	2,087.1	21.5%					
全体	1,453	932	791	40,215	8,606.5	21.4%					



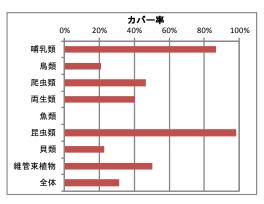
▲減小更因. 埔獲. 坪隼

▼減少安	払∶捅獲▫	採果				
				延べ分布メッ	/シュ数 ^{*1}	
分類群	該当種数	分布デー タがある 種数	捕獲・採集の 規制区域内に 分布データが ある種数	全体	捕獲・採集 の規制区域 *3	カバー率
哺乳類	4	1	1	8	1.0	12.5%
鳥類	15	10	5	940	7.2	0.8%
爬虫類	14	13	8	449	30.8	6.9%
両生類	10	9	6	1,086	18.6	1.7%
魚類	37	35	18	1,689	44.7	2.6%
昆虫類	48	35	24	4,345	122.5	2.8%
貝類	54	47	22	1,073	63.3	5.9%
維管束植物	380	119	71	1,740	347.2	20.0%
全体	562	269	155	11,330	635.3	5.6%



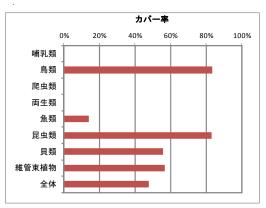
◆減少要因:過剰利用等

◆减少安囚: 迥荆利用寺											
				延べ分布メッ	≝ベ分布メッシュ数*¹						
分類群	該当種数	分布デー タがある 種数	保護地域内に 分布データが ある種数	全体	保護地域 内 ^{*2}	カバー率					
哺乳類	1	1	1	11	9.5	86.5%					
鳥類	12	12	11	1,423	300.4	21.1%					
爬虫類	1	1	1	139	64.8	46.6%					
両生類	2	2	2	96	38.7	40.3%					
魚類	0	0	0	0	0.0	-					
昆虫類	6	3	3	32	31.5	98.3%					
貝類	8	6	3	50	11.4	22.7%					
維管束植物	158	61	54	492	247.0	50.2%					
全体	188	86	75	2,243	703.3	31.4%					



◆減少要因:産地局限

▼减少安囚: 连地伺限											
		分布デー	保護地域内	延べ分布メッ							
分類群	該当種数	タがある 種数	に分布データがある種数	全体	保護地域 内 ^{*2}	カバー率					
哺乳類	0	0	0	0	0.0	-					
鳥類	8	1	1	12	10.0	83.3%					
爬虫類	3	0	0	0	0.0	1					
両生類	0	0	0	0	0.0	1					
魚類	44	26	17	350	49.1	14.0%					
昆虫類	4	3	3	14	11.6	82.9%					
貝類	84	68	55	622	346.0	55.6%					
維管束植物	215	81	65	640	362.5	56.6%					
全体	358	179	141	1,638	779.3	47.6%					



それぞれの要因には下記が含まれる。

開発:要因11森林伐採、要因12湖沼開発、要因13河川開発、要因14海岸開発、

要因 15 湿地開発、要因 16 草地開発、要因 17 石灰等採掘、要因 21 ゴルフ場、

要因 22 スキー場、要因その他開発、要因 23 土地造成、要因 24 道路工事、

要因 25 ダム建設

捕獲・採集:要因 41 園芸採取・狩猟等、要因 42 薬用採集、要因 43 その他不法採集等

過剰利用等:要因51踏みつけ、要因過剰利用

産地極限:産地極限61

*1 延べ分布メッシュ数: 種ごとの分布メッシュ数を足した数 〈例〉A種が2メッシュ、B種が3メッシュの場合は5メッシュ なお、種内の同一メッシュの重複は削除している。

*2 保護地域は以下を指す。

国立・国定公園、自然環境保全地域(国指定、原生自然環境保全地域も含む)、 国指定鳥獣保護区、生息地等保護区

*3 捕獲・採集の規制区域:全動植物について、捕獲・採取を許可制にする等の規制を行っている地種区分のみを選択した。具体的には以下の保護地域の地種区分が該当する。

国立・国定公園の特別保護地区、原生自然環境保全地域

なお、生息地等保護区については、元データに地種区分が無いため、ここでは一括して対象外としている。